江川文庫資史料等財産の使用についての契約書

公益財団法人江川文庫(以下、江川文庫と称する)と江川文庫の所有する資産である家名、先祖の名前、資史料を商業目的で使用するにあたって、公益財団法人江川文庫と使用者である[名称] との間に以下の通り契約を締結する。

(使用する資産の名称と商品名)

第1条 [会社、団体名]は、江川文庫が所蔵する[使用する資産名]を[商品名]の[ロゴ、商標等の名称]に使用する。ただし、申請した商品以外には使わない。

(契約期間と更新)

第2条 第1条の資産についての契約期間は契約書締結日から3年とする。ただし、更新は妨げない。 3年目の契約日が週休日等の休日に当たる場合は、その前日とする。

(資産の使用料と支払方法)

第3条 第1条の資産を使用するに当たって、[会社、団体名]は江川文庫に対して使用料を支払 う。使用料の金額は、商品販売の売り上げの5%とする。

(支払い方法)

第4条 支払い方法は、1年ごとの支払いと毎月ごとの方法と2種類あり、どちらか選択できる。資産の使用者は、1年ごとの支払いは契約期間1年を終了した翌月10日までに江川文庫が指定した口座へ入金するか、又は毎月ごとの場合は翌月10日までに入金する。

(契約の変更又は中止)

第5条 契約締結後、資産の使用者が契約に応じた事業を履行できないと判断した時には、契約変更、または中止とすることができる。変更又は中止の場合は契約期間の変更を行い、再契約をするものとする。

(財産権)

第6条 契約を結ぶ財産権はいかなる場合においても公益財団法人江川文庫に帰属する。 (契約の取消し)

第7条 使用者が本契約に違反した時は、江川文庫は直ちに契約の取消しを求めることができる。 (協議条項)

第8条 本契約書に定めのない事項、又は本契約書の解釈に疑義が生じた場合は、両者協議してその取扱いを決定する。

本契約の証として、本書2通を作成し、両者記名押印の上、各自1通ずつ保持する。

令和 年 月 日

<資産保有者>

静岡県伊豆の国市韮山韮山1番地 公益財団法人江川文庫 代表理事 江川 洋 印

<財産使用者>

住所

氏名 印